

本宮市第2期地域公共交通計画策定支援業務 仕様書

第1条 業務の目的

本市では、令和4年度に「本宮市地域公共交通計画（以下、現計画）」を策定し、持続可能な公共交通の構築に取り組んでおり、新交通モードの導入や既存路線の導入などをはじめとして、各種施策を推進してきた。

そのような中、地域公共交通を取り巻く環境は大きく変化しており、令和8年度に現計画が最終年次を迎えることから、これまでの取り組みを検証した上で、国から示された「地域公共交通計画」の実質化に向けた「アップデートガイドンスver1.0」などの内容を適切に反映しつつ、地域の実情に見合った内容へと現計画を見直す必要がある。

本業務では、市内全域の公共交通を取り巻く実態・ニーズを把握しつつ、持続可能な地域公共交通網の実現に向けた基本方針や目標を見直すことで現計画を改定し、「本宮市第2期地域公共交通計画」の策定に係る支援等を目的とする。

第2条 業務の履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）までとする。

第3条 業務の内容

受託者は、以下の項目について業務を行う。

（1）計画準備

本業務の作業を円滑に進めるため、業務の具体的な進め方及びスケジュールに関する業務計画書を作成し、発注者と十分な打合せを行う。

（2）公共交通の現状整理

地域公共交通計画の策定に必要な基礎的データの収集や後述の各種調査等に基づき、本市の地域特性や現状分析・整理を行う。

※具体的な整理内容は提案事項とする。

①地域特性の把握

- ・人口特性・分布、移動実態、施設立地状況、観光移動等
- ・本市を取り巻く環境の変化
- ・その他計画改定に必要な項目

②公共交通の現状整理

- ・路線別の運行状況、利用状況、収支状況等
- ・公共交通空白・不便地域の状況等
- ・その他計画改定に必要な項目

③上位計画・関連計画の把握

(3) 公共交通の実態把握調査

市民の移動実態を把握するとともに、公共交通利用者のニーズ等を把握・整理するため、以下に示す各種調査を実施する。

※各調査の具体内容及び追加調査については提案事項とする。

①市民アンケート調査

- ・対象者 : 無作為抽出を行った市民 3,000 人
- ・調査方法: 【配布】郵送、【回収】郵送・WEB 併用

②利用者アンケート調査

- ・対象者 : 本宮市コミュニティバス、定額タクシー「まちタク」及び乗合タクシー「チョイソコもとみや」の利用者 1,500 人（3サービスの合計）
- ・調査方法: 【配布】車内配布、【回収】郵送・WEB 併用

(4) 現計画の検証

現計画に基づく施策の進捗状況及び数値指標の達成状況を把握・整理し、次期計画に向けた課題整理の基礎資料とする。加えて、現計画で示された課題について、対応の進捗度合いを踏まえた課題の検証を行う。

(5) 公共交通の問題点・課題等の整理

前項までの検討・検証結果を踏まえ、本市の公共交通を取り巻く課題を整理する。

(6) 課題等を踏まえた基本方針等の検討

公共交通を取り巻く課題への対応方針を検討し、関係機関との協議・調整を行いながら、持続可能な交通体系の構築に向けた具体的な再編内容を検討する。

- ・目標及び基本方針
- ・公共交通網の将来像
- ・公共交通の再編の方向性
- ・利用促進施策
- ・事業主体・事業スケジュール
- ・計画の進行管理の検討（計画の評価・検証方法、管理体制の構築方法など）

(7) 本宮市地域公共交通計画案の作成

前項までの検討内容を踏まえ、本宮市地域公共交通計画（案）として取りまとめる（50ページ程度を想定）。加えて、計画の概要を分かりやすく整理した概要版を作成する。

(8) 関係者協議の開催支援

①本宮市地域公共交通活性化協議会

本宮市地域公共交通活性化協議会の開催にあたり、協議資料作成や資料の説明支援、議事

録の作成等を行う。なお、協議会の開催は3回程度とする。

②本宮市地域公共交通活性化協議会ワーキンググループ

本宮市地域公共交通活性化協議会ワーキンググループの開催にあたり、協議資料作成や資料の説明支援、議事録の作成等を行う。なお、協議会の開催は3回程度とする。

(9) 報告書作成

本業務で検討した内容について、業務報告書に取りまとめる。

(10) 打合せ協議

業務を円滑かつ効果的に遂行するために、業務着手時・中間・最終納品時の計3回程度打合せ協議を行うこととし、必要となる資料や議事録の作成等を行う。

なお、上記以外にも業務の進捗状況などに併せて、必要に応じて適宜追加の打合せを行う。

第4条 業務計画書

本業務の作業を円滑に進めるため、受託者は、契約締結後速やかに発注者と十分な打合せを行い、作業の順序及び方法に関する業務計画書を作成し提出する。

第5条 作業方法

委託業務の遂行に当たっては、業務の主要な区切りや業務完了時等において、発注者と受託者は、十分に打合せを行うとともに、連絡調整を綿密に行うものとする。また、業務の遂行上、疑義が生じた事項及び当該説明書に定めのない事項については、その都度協議を行うものとする。

第6条 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|---------------------|------|
| ・ 報告書 ※A4縦版 | 1部 |
| ・ 電子データディスク (CD-R等) | 1部 |
| ・ 地域公共交通計画書 (本編) | 100部 |
| ・ 地域公共交通計画書 (概要版) | 200部 |

以上